

北海道商工業振興審議会 第1回商業活性化部会 議事録

日時：平成29年8月4日（金）13:30～16:00

場所：道庁本庁舎9階 経済部1号会議室

1 開会

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

定刻になりましたので、ただいまから北海道商工業振興審議会 第1回 商業活性化部会を開会いたします。委員の皆様には、時節柄お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。私は、北海道経済部地域経済局中小企業課地域商業担当課長の齊藤です。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本部会につきましては、先月14日に開催されました、道の諮問機関である「北海道商工業振興審議会」において、平成24年の施行から5年が経過した「北海道地域商業の活性化に関する条例」の見直しが参考資料1のとおり諮問され、その検討を行うため設置されています。本部会においては、参考資料2のとおり本条例の点検に伴い、見直しが必要となる「条例」、「同条例施行規則」、「北海道地域貢献活動指針」の改正内容と、新たな「北海道地域商業活性化方策」を御議論いただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席ですが、委員9名中8名の御出席をいただいておりますので、北海道商工業振興審議会条例施行規則第2条第2項の規定により、本部会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の部会におきましては、道が定める「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に従い公開とし、議事録も北海道のホームページ等で閲覧に供しますことを御承知おき願います。

議事に入る前に資料の確認をします。次第、出席者名簿、配席図、資料1から資料9、参考資料1から参考資料3となっております。不足がある場合はおっしゃってください。

2 挨拶

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

開会にあたり、経済部地域経済局長の尾形から御挨拶申し上げます。

■経済部 尾形地域経済局長

経済部地域経済局長の尾形でございます。私から一言御挨拶申し上げます。皆様には、大変お忙しい中、本部会に御出席をいただき誠にありがとうございます。また、日ごろから、本道商業の振興につきまして、格別の御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さて、道では、地域商業の活性化を通じた道民生活の持続的安定や、活力ある地域社会づくりを推進するため、平成24年3月に「北海道地域商業の活性化に関する条例」を制定したところですが、条例制定後の道内商業の状況をみますと、平成26年4月には、消費税が5%から8%に引き上げられましたが、4月以降は駆け込み需要の反動により、消費の落ち込みがみられました。平成27年度には、道内179市町村でプレミアム付き商品券を発行し、消費喚起を促しました。

また、平成24年度の80万人から、平成27年度には200万人を超えるなど大幅に増加する外国人観光客の需要を取り込むため、免税店の許可を受けたり、外国人の店員を確保するドラッグストアや百貨店もみられます。条例制定後5年が経過しましたが、道ではこういった条例制定後の社会経済情勢の変化などを踏まえ、点検・見直しをすることとしております。

本日の部会では、部会長の選任後、お手元の資料に基づき、事務局から条例の点検結果などについて説明申し上げ、委員の皆様に見直しの必要性などについて御議論いただくこととなりますので、それぞれの御専門の立場から忌憚のない御発言をお願いいたします。

本部会は、今回も含めて3回ほど開催する予定ではありますが、委員の皆様には、本道における地域商業の活性化のため、格段の御協力をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

■**経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長**

本日が初めての部会でございますので、私の方から出席者名簿の順番で委員の皆様を御紹介します。

(各委員による自己紹介)

■**経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長**

なお、本日、石本委員が欠席されておりますので、御報告させていただきます。

また、オブザーバーとして、北海道経済産業局産業部 佐藤流通産業課長が出席されておりますことを報告します。

3 議事

(1) 部会長選任について

■**経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長**

次に議事に入ります。部会長選任までの間の進行は、尾形局長が行いますので、よろしく願いいたします。

■**経済部 尾形地域経済局長**

それでは、私の方で進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初の議題であります「部会長選任について」であります。北海道商工業振興審議会条例施行規則第6条第1項では、「部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員のうちから互選する」ことになっており、これに従いまして選任を進めたいと思っておりますが、どなたか御意見はございますでしょうか。

■**島口委員**

事務局に一任させていただきたいと思っております。

■**経済部 尾形地域経済局長**

ただいま、事務局へ一任するとの御意見がありましたが、そういった形でよろしいでしょうか。
(一同了承)

■**経済部 尾形地域経済局長**

それでは、事務局の方から提案してください。

■**経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長**

では、事務局から提案させていただきます。部会長には、国立大学法人小樽商科大学の江頭委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

■**経済部 尾形地域経済局長**

それでは、部会長は江頭委員にお願いしたいと思っております。江頭委員、どうぞよろしく願いいたします。これからの議事進行は、江頭部会長にお願いいたしますので、江頭部会長はお席の移動をお願いいたします。

■江頭部会長

ただいま、部会長に選任いただきました。短い間ですがよろしくお願いします。

(2) 北海道地域商業の活性化に関する条例の点検について

それでは、改めて議事に入らせていただきます。まず、はじめに議題2の「北海道地域商業の活性化に関する条例の点検について」でございますが、平成24年に制定しました本条例につきましては、施行の日から5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

今回、道の方で、条例の見直しの視点に沿って点検を行っております。事務局から説明をお願いします。

(資料1、資料2に基づき説明)

■江頭部会長

条例につきましては、見直しの視点に沿って点検を行った結果、現行条例の目的や基本理念など、概ね妥当であり、本条例を現行どおり維持することが適当と判断しています。平成24年に比べましたら、マクロ経済で言えば全国的にも、全道的にも経済は上向いています。全国と北海道の状況には開きがありましたが、少しは縮小している傾向にあります。それでもまだ、全国平均と比べるとまだ北海道経済には開きがあって、有効求人倍率や企業の投資の数字などもまだまだ下回っている部分が多い。昨年も月によっては有効求人倍率が1を割ったりする。さらに構造的な抱える問題もまだ変わっていない。中心市街地の空洞化だとか、高齢化といった問題がたくさん残されている状況がありまして、そういうことも含めて考えると、現行どおりが妥当であると判断したということです。

ただいまの説明について、御意見、御質問を伺いたいと思います。

■矢島委員

地域商業の意味なんですけれども、当然、全道全てが含まれていると思うんですけれども、札幌市というのをどのように考えているのか。他の地域と札幌市とでは問題のポイントが随分違うのかなと思うんですけれども、どういう位置付けだと見ればいいんでしょう。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

道の施策としては、北海道の商業ということで一括りと考えています。今回の条例の見直しにあたって地域のヒアリングをした感じでは、札幌とその他の地域では差はあると感じてはいますが、商業の施策を実施する上で、地域を分けるという考えはありません。

■島口委員

今の御意見の中、基本的に札幌市もそれ以外も、直面している問題は変わらない。中心部の大きな商店街においても加入促進含め地域貢献が求められている中で、うまくいっていないという状況がありますので、全道的な考え方で、一括で考えられても問題はないかと思います。

■江頭部会長

確かに札幌に人が集中している中で、経済的な力であるとか、地域商業の力の差があるのは、実感としてわかる話です。小樽商科大学が存在する後志地域をみても、小樽市、倶知安町、ニセコ町、余市町だとか蘭越町といったところの地域商業の問題が、地域ごとに差が出てきている。インバウンドなどでは、倶知安やニセコと小樽で、同じ観光客が来ているにも関わらず抱えている問題はかなり違ってきますし、余市町や仁木町、京極町を見ても、個別の商業地域、商業者の抱える問題は、個別具体的にみると相当違ってくる。

道が打ち出す方策や条例の方向性としては、個別具体的にやっていくとかなりの違いが出てくる状況ですが、それをまとめる形で方策を打っていかなければいけないという問題は出てくると思

ます。その中に共通項を見い出しながら、大まかにならずにできるだけ隅々まで届く方法を考えることが重要だと思います。

■島口委員

進め方がよく理解できていないところがありまして、条例に対して今までのことなのか、それともこれからのことなのか、意見も求める段階での発言に悩んでいるところですが、過去の問題なのか、今、漠然と聞かれているのか、絞りこまないと意見も申し上げにくい。どのようにお進めになるのか。

■江頭部会長

条例そのものに対する議論をしていただいて、見直すのか、このまま続けるのか、それから今後、条例も基づいてどうしていくのか、例えば、議題5にあるように、新たな北海道地域商業活性化方策では具体的な方策について、新たな御提案や御意見を頂ければと、話の進め方としては考えております。

ですから議題2から4までは、今あるものをチェックしていただいて、加えるものや削除するものがあれば、御議論いただくということです。

■島口委員

我々商業者、商店街を背負っているんですが、この条例を作っていた際には、とても素晴らしいということで私どもの中で大歓迎したところでしたが、大きい施設との交渉が難しい状況が各地方でありました。実際に施行いただき、大きさも決められ、実際に御指導もされている中で、出た結果の中で一番困惑をしたのが、条文にもあるんですけども、地域貢献の中、大手さんとして立派な地域貢献をされていると十分理解はしているのですが、「商工関係団体」という言葉の中の意味合いが、ちょっといろんな団体がありすぎまして、その中では、私どもから言いますと「大分類」の例えば商工会議所ですとか、そういうところの加盟をもって貢献を済ませてしまったということで、現状で商店街の地域として、実際に立地している場所の団体への加盟がほぼ実際になりえなかったというのが、とても残念な結果でございました。

もちろん、商店街、商工会を含め、こういう商業団体は私どもとして、地域の核となり、コミュニティの担い手であり、安全安心を守るための団体として実際に活動している中に、すぐ隣に大手さんがあっても一緒にやるチャンスがない。そういう意味では一緒に輪に是非お入りをいただきたいというところは前から願っているところなんですけど、今回の条例の中で、本来も目的はそういうことであろうというふうに思っているんですけども、現状的に、そういう団体への加盟がありえなかったということがありますので、良ければこの「商工関係団体」という大きな言葉ではなく、もう少し地域できちんと活動している団体と共にといい、そういうところまで掘り進んだ形での表現をいただきたいということがあります。

もちろん、全くしていないというわけではありません。地域の商店街と共にやっている大型店もたくさんあります。ですが、その中では、なかなかそういうところまで行かないような団体もありますし、もちろん商店街だけの意見ではなく、我々もきちんとやっていく協力姿勢の中で、対応をもう一度考え直さなければいけないですし、今の時代に合わせた形での取組ということも、お互いに考える必要というのは絶対にあるんですけど。その中では、今の現状下の中で、「大分類」には御加盟いただいた中で、実際の地域には全く協力体制が見えないという事例が多すぎるということを考えてときに、立地しているその場所ということの団体への加入を是非、御推奨いただきたいというのが、切に、我々の現場からの意見をたくさん頂いておりました。

もう一つ、6千㎡という縛りはあるんですけども、現状で皆さんに御理解いただきたいんですが、今、私どもの商店街の構成の中で、一番つらいのがチェーン店でございます。大きなコンビニエンスストアであるとか、ドラッグストアであるとか、出店をされてくるときというのは、商店街というにぎわいのある場所に出店をされてくるんです。元々は、その場所は商店街の仲間であったわけで、過去の仲間が、我々の商売に御一緒にやってくれませんかと言ったら、「本部からそういうものには一切入らないでくださいと言われております」とか、加入率が悪いのはそういうところなんです。我々としても一緒に地域として守っていく、そういうところに出店されたチェーン店と

いうものを、考える要素の一つに入れていただきたい。エゴではありません。我々は地域を守って一緒にやりたいということの仲間になれない相手がほぼ全てチェーン店と居酒屋さんも含めてなんですが、協力をいただけてないところで、通りの崩壊を招いている部分もありますので、例えば、何十店舗もある、合わせると6千㎡になるとか、そういうところでの縛りを付けていただいて、御一緒に判断をいただけたらなど。

大きな二つの柱を申し上げさせていただきました。条例が施行した後に、商店街が苦悩しているのがその二つであると御報告させていただきます。

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

今、頂いたお話は、後ほど議論する地域貢献活動指針の方で、地域団体、組織への加入とありますので、そちらの方で議論することになると思います。条例本文ではなくて、地域貢献活動指針に組み込んでいけたらなといった御意見だと思います。

■佐藤委員

5年ごとの見直しということで、現状認識の部分でございますけれども、「現在も課題となっている」という表現になってはいますが、5年前に比べれば人口も減って、少子高齢化も進んで、その部分の課題が解決されていない。「より深刻化」している認識の下で、この議論を進めていただいた方が、今後の対応策を議論する上で、重要だと思います。

■江頭部会長

全くそのとおりだと思います。

■久保委員

この条例は、第3章を軸に作られている条例だと思いますが、5年前にも議論に参加させていただいて、かなり激しい議論があったと記憶しています。つまり、第2章を軸にするのか、第3章を軸にするのか、という問題です。今回示された「条例の効果」の構成を見てみますと、これが非常に素直に出ている構成になっていると思います。「条例の効果」の3番目の効果の検証が、いかにもアバウトだなという気がしております。特に3番目の下の2行は本当かなと思ってしまうわけです。資料7-1で、相当詳しい説明があるものと期待しておりますが、この段階ですぐに「条例は現行どおり」と、この部会の意思決定をしてしまうのであれば、もう一度具体的に施策の効果というものを御説明いただけたらなと思います。

■江頭部会長

下の2行というのは、「条例に基づき策定した地域商業活性化方策の商業活性化の展開方策に即したさまざまな取組が進められている」というところで、その具体的な中身と効果について説明してほしいということ。

■久保委員

つまり、さまざまな取組が進められているのは事実だと思うのですが、これらは5年前の条例制定以前からあった仕組みでも進められていたものであって、この条例によって何がどう変わったんだろうということが触れられていません。第2章を条例に明記することによって、また、その中で「方策」を示すことによって、その後何が起きたのかというのが伝わってきませんでした。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

資料1の別紙2で、「条例に基づく施策の実施状況」を取りまとめています。条例が制定され、地域商業活性化方策を策定しまして、地域商業を活性化するためにはこういうことをやっていきたいと思いますということを整理しており、平成24年度以降、現在までの事業を記載しています。

(資料1-別紙2により説明)

■久保委員

後ほど、資料7-1で詳しく説明してください。ただ1点だけ、文言が足りないということではなくて、これは条例の効果なのかという質問だったんです。これらは、整理の仕方は変えたかもしませんが、以前からあった仕組みを継続したものであって、この条例の効果なのでしょうか。条例あるいは方策によって、何か変わったことが一つでもあれば、書いておいていただければストンと落ちるところあるんですけど。

■江頭部会長

はい、ありがとうございます。そのほか何かありませんか。

ありませんか。今、御意見をたくさんいただきました。点検の結果としての御意見、条例そのもののところよりも、条例の効果の判断であるとか、条例の適用範囲、条例の施行の部分に対する御指摘がたくさんありました。条例を作ったけれど、実際にはどうなっているんだという話で、その部分を検証しなければいけないと思いますけれども、その部分は、この後の議題の中で再度議論していただくこととなります。条例そのものの文章、方向性についての御意見はありませんか。

(意見等発言はなかった)

■江頭部会長

条例そのものの修正に対する御意見はなかったものと考えており、事務局案のとおり条例そのものは現行どおり維持することが適切としたいと思います。

(3) 北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の点検について

■江頭部会長

次に、議題3「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の点検について」でございますが、施行規則につきましては、主に条例に基づく届出や計画等を提出する際の様式のほか、条例に基づき新設の届出等が必要となる特定小売事業施設の基準面積を定めています。

今回、条例の点検に合わせ施行規則も点検していますので、事務局より説明をお願いします。

(資料3、資料4に基づき説明)

■江頭部会長

点検の結果、施行規則で定めた各種届出、様式関係については、特段の不具合等もなく、届出者等からの疑義も生じていないことから、現行の規定が妥当とのことでございます。

また、条例に基づき新設の届出等が必要となる特定小売事業施設の基準面積の設定については、条例制定後、疑義や問題が生じていないこと、アンケートやヒアリングにおいても適当とする回答が多かったこと、条例を下回る店舗面積の施設を対象とする独自の条例を設けている市町村がある状況を勘案して、現状の店舗面積6千㎡を妥当とするとのことでございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問を伺っていきたいと思います。

■島口委員

この文章から読み解いていきますと、現状の周りから聞いている話とちょっと乖離があるというか、もう少し少なくしてほしいという意見が現場から出ています。ヒアリング相手が団体であるのと、サンプル数が少ないので何とも言えないところがありますが、私どもの団体は少なくすべきとなっておりますので、大店立地法の1千㎡というのが理想かなと。もしくは、全てに対して同じ条件にするならば、2段階方式にして、6千㎡から1千㎡の間は退店の説明はないとか、省く条項を作ってもいいですけども、地域と一緒にやろうという目的の条例であるならば、なるべく小さくしてみんなと一緒にやろうと姿勢を示すための1千㎡というのは答弁としてはあるのではないかと思います。良ければ、私どもとしては、みんなと一緒に商業を盛り立てたいということからすると、1千㎡というもの、許容範囲として1千㎡から6千㎡の間に対しては義務を減らすということで対

処するという2段階方式でもいいのではないかなという感じはします。

■酒本委員

お付き合いさせていただいている商店街の皆さんとお話すると、この結果、数字だけ見ると問題なく見えるんですけども、「小さくすべき」との10市町村という、こちらの方が大事じゃないかなと。人口減少、高齢化の中で、まさしくこういうところが、大事になってくるんじゃないかなと。6千㎡より小さくして、地域貢献をしっかりしていただくということが重要ではないかと。問題なしというのはこれまでの話で、これから未来のことを考えていくと、小さくすべきというのをもう少し議論していくべき。

■佐藤委員

私が読み解いてみて感じたのは、道の条例としては現行のまま、もし基準面積を小さくしたいところは、各市町村に委ねると読み解いたのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。必要なところ、面積を小さくしなければいけないところは、そちらの市町村で条例を作ってくださいと私は読み解いたんですね。

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

市町村に委ねることもできますし、先ほど島口委員からお話のあったとおり2段階という方法もあります。

■佐藤委員

市町村に委ねるのか、道が主体的に考えるのかによってそこが変わってくるのかな、お話を伺っていて感じたのですが。これは各市町村の問題だと整理をされたのかなと。

■江頭部会長

大枠が緩い方を道が作っておいて、各市町村で厳しいものを作っていくという、道の方であらかじめ柔軟性の高いものを用意しておくということもあると思うんですが、細かいところまで道が作り込んでしまうと、市町村ごとで作る時にそれが足かせになってしまわないかという疑念はあります。私なんかも商店街に入って話を聞いてみて、小樽の場合は今に始まったことではなくて、昭和60年代くらいから、大きなデパートが全部いなくなった後、新しく入ってきたところの問題なども見てきましたが、この面積だといいうことが言いづらいところがあります。島口委員が言っておられたとおり、新しくインバウンド対応など入ってこられたところが、地域の方々とは結びついてやってくれないという話も聞いているところです。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

この条例自体が、床面積1万㎡超の大規模集客施設が出店した場合は、まちづくりの観点から影響があるというところからガイドラインができたんですけども、ガイドラインを踏襲した形で条例ができたという経緯があります。1千㎡というのは、大店立地法の基準面積であります。大店立地法は生活環境への影響を配慮するというものですから、大店立地法が制定された段階で、商業調整的なことは一切駄目になっておりまして、そういう中で、大規模な施設が出店する場合には、まちづくりに相当影響があるのではないかというところからガイドラインができて、その流れに沿って条例ができたということから、基準面積については大型店を想定してできているということがあります。

ガイドラインの床面積1万㎡超の施設の店舗面積が約8千㎡だったのを、地域の要望がありましたので、2千㎡下げて6千㎡とした経緯がありますので、その時と変わっていない状況ということで6千㎡が妥当という事務局案としています。

■島口委員

大店法のような、出店を阻害するような精神の条例ではないので、基本的に地域に入って一緒に活性化しましょうということを目指しているのであれば、なるべく敷居を下げていただいて、一緒

にやろうという呼びかけはとっても大事ではないかと私は思っています。基準を下げて、反対する要素にはならないので、未来につながる形として、人口減少の中で、規模が小さくなってきますので、そういうところも対応してほしいという願いです。

■久保委員

市町村の条例で、倶知安町の事例が挙げられていますけれども、ほかにどれくらいやっていますか。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

道内では倶知安町だけです。

■久保委員

ほかの市町村で、積極的に条例で対応しようというところがありますか。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

全国的にも、このような性質の条例を作っているところは少ないですね。ガイドラインの形でそのままやっているところもあります。条例では、基準面積6千㎡を超える特定小売事業施設に対しては、新設の届出や地域貢献活動計画書の提出を課していますが、条例では、事業者や商工関係団体には、面積に関わらず地域貢献活動をしなさいという考えがあるものですから、6千㎡を超える施設だけやってくださいと言っているわけではありません。ただ、その中でも大型の店舗についてはまちづくりの観点から早く状況がわかった方がいいのではないかとということで条例で届出をしてくださいですとか、地域貢献活動計画を提出してくださいという形で整理しています。

■久保委員

179市町村があつて、倶知安町ですから、道がしっかりやらなければならないということじゃないんですか。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

市町村でもそれぞれ制定できるということです。小さくしてほしいというところにヒアリングした際に、何が問題なんだろうということで、どのくらいの面積が望ましいのか聞いてみましたが、回答がありませんでした。案件がないからという漠然とした理由であったり、計画書を提出することによって、地域貢献活動をしてくれるのではないかと期待があるという理由もありました。

条例では面積の大きさに関わらず地域貢献活動をしてくださいと精神としては謳っている形になっていますので、面積を小さくするという結論には至りませんでした。

■江頭部会長

この件につきましては、縮小する、あるいは段階的なルールを作るなどの意見がありました。私の考えでは、各自治体レベルでの制定には期待できませんので、道の方である程度しっかりしたものを作ったほうがいいと思います。道の方でヒアリングされた際には、それほど強い意見がなかったということがあって、逆にいうと、まだまだ問題の本質を各地域がわかっていないのではないかと気がするんですね。我が町に、コンビニやドラッグストアができたと喜んでいる地域も少なくない、そこら辺を自分たちのまちづくりにどうつなげていくかという意識がまだまだ醸成されていないと、地域を回っていて感じます。道の方でしっかりと指針を示しておくのは必要かもしれません。今回いただいた意見を整理しまして、次回の部会において審議したいと思います。

■佐藤委員

手続きについて、今の時代の流れでいくと、届出が必要であれば、少しでも簡便化できるような仕組みが求められると思いますので、事務負担の軽減につながるような書式の見直しが可能なのかどうか検討いただきたい。

■相馬委員

計画と報告については、確実に全振興局の方で目を通して形にはなっているんですか。今のところ、それに対するアプローチは特にないという認識でよろしいですか。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

そういう認識で結構です。

■相馬委員

形式に沿って提出すれば良いのかと思っていますが、基準面積が1千㎡になった場合に、また形式的にならないか、身のあるものになるのかどうか、面積を小さくして形だけは作ったよと、でも実際中身はどうなんだ、中身の方が大事なのかと思いますが、でも、中身の方までは、まだいかないのではないかと思います。

■江頭部会長

計画は提出しているけれども、実際は取り組んでいないじゃないかということもあるでしょうし、道として真面目にやってない施設に指導ができるかという問題があります。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

地域貢献活動は自主的な取組で、義務ではありませんが、条例では積極的に取り組むようには謳っています。

(4) 北海道地域貢献活動指針の点検について

■江頭部会長

次に、議題4の「北海道地域貢献活動指針の点検について」でございますが、事業者や小売事業施設設置者、商工関係団体が実施する地域貢献活動に関する指針として、条例に基づき、「北海道地域貢献活動指針」を策定しております。

この指針につきましても、今回の条例の点検と合わせ、これまでの成果などを踏まえ点検しています。事務局から説明をお願いします。

(資料5、資料6に基づき説明)

■江頭部会長

ただいまの説明について、御意見や御質問、追加した方がよい取組の具体例などがありましたら、併せてお聞かせいただければと思います。

■島口委員

はっきり出ていると思いますが、「地域」という言葉が漠然としているがために、(2)に商工会議所・商工会への加入が71.9%もあるのに、その下の商店街への取組の協力は30%しかない。要は、地域が、例えば札幌市だと札幌商工会議所に入ればいいんだと。実際に清田区のお店に行ったときに、間接的には関わっているのですが、直接結びついていないというのが、この数字からも出ているということですから、この「地域」という表現を少し変えないと、きっと本当の地域に届かないことが理解できるのではないかと。これを是非、本当の「立地の地域」に関わる言葉に変えていただきたいと思います。

■江頭部会長

ほかに何かございますか。私も商店街でいろいろとやっていますが、たぶん大きな店を出店されているところは何かしら貢献されているんだと思いますが、実際活動していて、顔が見えないのですよね。実際問題、たくさんやられておられますし、イオンさんなんかも、イオンの方がおられるから言うのではありませんが、例えば大学の方とかには、学生と何かやってくれるプロジェクトの

お声がけを頂くことはあるのですが、商店街の中にいると全然見えてこないし、イオンさんに限らずほかの大きなお店もなかなか見えませんね。

もう一つ言うとドラッグストアさんとかコンビニさんとかになってくると、全然違ってくるんでしょうけれども、やっておられるかもしれませんが、なかなか具体的には見えないと言うことがあって、逆に言うと「こんな条例あったの？」というふうなことをたぶん言われるような状況もあると思うのが、ほとんどの商店街の人たちだと思うんですよね。その部分なんかもう少し目に見える形で地域の活動に参加していただけるような仕組みとかも書いた方が良いのではないかという気がしています。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

今、島口委員がおっしゃった商店街、先ほどの結果だと、商工会・商工会議所が7割で、商店街は3割でというのは、お手元の資料6に今の北海道地域貢献活動指針が付いていますが、6ページに地域との連携促進を書いています、第4章の望ましい姿の「1 地域との連携」の(1)に「地域団体、組織への加入」ということで、ここでは商店街というふうに謳っているんですよね。

■島口委員

十分理解をしております。例えばですが、私が背負っております札幌市商店街振興組合連合会というのがあります。これは全市の組織です。ここに入ったら、きちんとした効果になるのかといたら、それは間接的でしかかなり得ないですね。なので、立地している地域という縛りを付けることで本当に地域に参画して、地域を盛り上げてくれるのではないかと、そういう願いです。

「商店街に入ってくれ、入ってくれ」という私どものエゴを言っているわけではなくて、地域のコミュニティとして、実際に出ているお店といいますか、その地域と一緒に結びつこうということなるべく縛れないかということです。

それは別に商店街でなくても良いのです。ない地域はそれでも構いません、町内会と一緒にいただいても構いません。実際にはそういうことになっていない現状があるので、それはもう数字ではっきり出ていますので、ここをなんとか「地域」の掘り下げをして、「立地地域」という、そこまで絞っていただけたらと思います。

■江頭部会長

そこまで入らないと課題の共有というのが出来ませんよね。

■島口委員

はい、さすがに私どもに加盟していただいても、私が間接的に指導するしかないもので、そうすると札幌市の離れた地域の事業者は、私を間接的に通さなければいけないということになって、全く意味がないです。

■小野寺委員

私たちの地域のある大きいスーパーは、「社会貢献はするけれど地域貢献はしない」ということを言っている企業もあるんですよね。まちなかに入ってきて大型店が商売をやって、小売店も入りながら手を結んでいくのは、やはり先ほど島口委員がおっしゃったように、私たちもお互いに手を結びたいんですよね。地域貢献はしないとはっきり言われたのも厳しいですが、かといってプレミアム付き商品券があると、そのときだけ地域貢献をするというやり方もしたり、表と裏、表面的なもの、上のものはもらうけれども、底辺にあるものはもらわないという感じも受ける。

なかなか「地域貢献」という言葉は、市民と商業者にとっては、ちょっと違う部分もあると感じます。もう少し大きい企業なんか、まちなかに入った以上は、町会なり商店会に入って、やるのが、まちなかにあるのと郊外にあるのでは違うかもしれませんが、一つになって何か貢献するやり方を見い出してくださる、歩み寄れる、私たちも歩み寄らなければいけないことなんですけれども、そこそこには、やっぱりカベがあるんですね。

昔は、大型店でも地域貢献をしていただきましたが、今は、「もう本部から言われてきているので」となる。室蘭にも大型店がいろいろありますが、お互いにカベを作らないでやりたいけれども、

そこの部分は歩み寄れず、規模も考え方も違う。ある大型店が閉鎖されて違う会社になり、そのときに一度、商工会議所を通じて、各振興組合も入って意見交換をしましたがけれども、やはりそれを毎年でも良いから、二年に一回でも良いから地域との交流をやり、また地域貢献も深まってくるんじゃないかと思って、策定された何かそういうものをね、条例として、市町村でもいいんですけども、何か決めていただけるような方法が、紙だけではなくて、できないものかといつも感じています。

■江頭部会長

そのほかの御意見等ありますか。これ以上ないようでしたら、今回頂いた御意見などを反映させて、事務局の方でもう一度新旧対照表をきちんと整理して、次回の部会において、もう一度審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(一同了承)

■江頭部会長

では、そのようにしたいと思います。

(5) 新たな北海道地域商業活性化方策について

■江頭部会長

次に、議題5の「新たな北海道地域商業活性化方策について」でございますが、条例に基づき、地域商業の活性化に向けた具体的な取組の方向性を示す指針として策定しており、取組期間が今年度までとなっています。平成30年度以降の新たな方策の策定に向けて、策定の考え方などについて、事務局から説明をお願いします。

(資料7-1、7-2、資料8に基づき説明)

■江頭部会長

資料7-1で新しい方策の体系、展開方策の枠組みを、資料7-2で新方策の事務局案として取組例を整理しています。展開方策や取組例について、御意見をいただきたいと思います。何か意見はありませんか。

■久保委員

条例前も条例後のこの5年間も今回示された方策も、劇的に変わってはいませんよね。つまり、特定の商店街における個別課題に対して、多様に用意された事業メニューから適宜選択してその個別課題を解決していく、という事業展開の考え方です。私の疑問は、この考え方によって「地域商業の活性化」に本当に向かうのかという素直な疑問です。

先ほど事業実績は御説明いただいたので、事業をやりましたという実績はよくわかったのですが、本当に活性化したのかという本質の評価はしていないでしょうという想いがあって、ちょっとこだわって質問をさせていただいたということなんです。

5年前の議論では、こういう従来型の考え方やフレームだけでは、もう限界があるのではないか、という発言が繰り返されたと思います。

今回示されたフレームは、これはこれで否定するものではなく、こういうことを積み上げていくのは大事だと思います。

また、大多数の商店街では今後もこのフレームで事業を進めることになると思います。しかし、例えば、人を育てると言っても、もう商業者はまちづくりの中核になるのは限界です、無理ですという悲鳴もあるわけです。

従来型のフレームを超えた「事業の進め方」で何が提案できるのか、難しくはあるのかもしれませんが、将来的に批判されるくらいの何か一歩踏み込んだ部分、新しい基軸が出せたら面白いなと思っています。

■江頭部会長

はい、ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

■酒本委員

僕も同じで、現状、課題から施策を考えるところはその通りだと思います。実際に人口減少、高齢化で、本当に小さな自治体では、お店がなくなる。お店がなくなってこれからどうするんだ、じゃあみんなで出資して自分たちのお店を作っちゃうか、沖縄県の離島のようにね。そういうところまで来ている実態の中で、これでそういう地域が救えるのかとか、人口減少とかこれからの5年後を少し予測して、そのときに見えてくる施策もちょっと入れていかれると良いのではないかと。それがどうだという案を持ち得ていないので、何とも言えないのですけれど。

現状課題としてはこうだろうと思いますし、未来というか5年後に向かって本当にどうするのかというところが今。そして、片方でIoTとかネット販売がこれだけ広がってきた中で、地域の商店街というのは、もっと有り様が変わらないと。小さなまちになればなるほど、ここでいうコミュニティの場というよりは、もう地域の拠点としてどうあるべきなのか。福祉も入れるとか、いろんな複合型にしていかないと立ち行かない状況に来ていますので、その姿を施策の中で見られると、もうちょっとわかりやすいのかなと思います。

■江頭部会長

そうですね。そもそも商店街、僕、昨年、商店街の青年部でしゃべったこともあるんですけども、商店街がまだ景気が良かった頃、大体、昭和40～50年代にやっておられた方が、今、高齢化されて事業をやっておられる形があって、後継者があるところは、若手が青年部に入っている。青年部と言いながらも40～50代くらいの方が入っておられますが。

ただ、記憶の中の景気が良かった時と、北海道の商店街を取り巻く状況は全然変わっているのですけれども、それが今一步、上の方の世代には伝わってなくて、自分たちの仕事を一生懸命やることだけが全体の方向性で、若い人が何かやろうとすると、親父にちゃんとやれて怒られる事例をよく聞いたりして、そこら辺の意識づくりの問題もあると思います。

あと、高齢化の問題を非常にネガティブに考えられている。ここでも指摘されているんですね。ただ、私一つだけ言うと、商店街が高齢化するのには、ある意味当たり前というかおかしなくて。というのは定年がないからですよ。雇用統計に出てくる労働人口に表れない人たちが働ける場というのが、実は商店街、地域の中小企業、個人経営の店です。もし一般企業なんかと同じように60歳定年で、あと年金をもらって暮らすだけになってしまうと、おそらく社会的費用というのは遥かに今よりも多くなるし、当然、人前に出なくなるから、そのための介護や見守りの費用もものすごくかかる可能性があって、実は、商店街が高齢化して、個人営業で定年がないということは、今の社会をぎりぎり支えている、一つのセーフティネットになっているということが実はあると思うのです。

だから高齢化の問題が全然問題がないとはいえないが、今後、人がいなくなる、亡くなったり、仕事を辞められたりすると、穴が空いちゃう、後継者の問題なんかもあると思いますけれども、何で高齢化しているかという、逆に言うと高齢の人でも働ける場というのが商店街なんだ、という考え方もあると思うのです。その意味で、商業活性化というイメージはものすごく重要だと思いますが、それ以外のコミュニティ、まちづくりという話をするのなら、商店街が支えている、高齢者が働ける場であるというような、商店街の機能みたいなものを、もう少しきちんと評価して良いのではないかと。

商店街にお金をかける、例えば、いくらお金をかけるかわかりませんが、お金をかけるのと、定年になって、社会福祉のお金を入れて全部賄うと考えた場合、どっちが得かというような考え方が本来あっていいと思うんですよ。その意味で、もう少し総合的なものの考え方、コミュニティというところが、単に人が集う場というレベルではなくて、商店街はまちの「コモンズ」と呼んで、共有地、里山なんかと同様に表現しているんですが、そのコモンズ、商店街というものの機能の評価をきちんとやって、その上で総合計画が必要なんじゃないかなと思っています。

その意味では、ここで話すことではないかもしれませんが、もう少し、全体としての福祉だと行政だとかも含めた総合計画みたいなもの、もう少し上の段階での計画なんかも必要ではないかと

思います。個別のところでは、ここで出てきた一つ一つの施策を否定するものは恐らく何もない、恐らくやった方がよい。これだけで、単発単発では良いことはあるかもしれませんが、これでじゃあ活性化するか、まちが救えるかという、思うところは一杯あるところであります。

■酒本委員

あと一つ、(資料7-2の)右下にPDCAが書いてあるんですが、5年間の間にやるには、かなりのスピード感が必要だと思います、時代が変わるときなので。そのときにPを作って、Dやって、チェックだアクションだというのは多分なくて、Pは限りなく仮説で走って、DOをやって、一緒にやるくらいの感じのサイクルで施策を回していかないと見えてこないんじゃないかと。

これは僕の実感なので、当たっているかどうかはわかりませんし、正しいのかもわかりませんが、ここのサイクルの回し方をかなり早めていく施策も必要じゃないかと思いました。

■島口委員

もちろん、この中の施策については、まあ、こうなるのですが、先ほど予算が出ていたとおり、低いときは2千万円という、そういう予算しか道予算にはないわけで、これが全てを網羅できる金額ではないことは一目瞭然わかるわけでして、やはり絵に描いちゃうとそのまま何もできずに終わっちゃうことを考えたときに、さっき久保先生から言われましたが、今回の条例の中で、6千㎡を超えた申請を出された方がいらっしゃると思いますが、それと実際の地域のコラボは何があったの、とおっしゃったとおりでして、そこを掘り下げるのはどうなんですかね。要は、道として、その6千㎡を超えたところ、条例としての提出義務を持ったところと地域がコラボする。要はお見合いじゃないんですけども、そこから新しい活性化策を生まれさせるということ、是非この中に取り込んでいくべきではないかと思います。これはお金は、ほぼかからずにマンパワーだけなんですけれども、お見合いをすることによって、地域で新しいコミュニティなりを調整していくという係を道が担っていくというのはどうなのかな。

以前なんですけれども、平岡のイオンさんがオープンしたときに、札幌市の清田区と豊平区の連合会で同じようにコラボをやった経験があるんですけども、今はちょっとないんですけども、大変素晴らしい取組でして、地域と一緒にやったということでは、そういう実績を残しているのですね。じゃあ、そこに公金が入ったかというとは実はそういうものではなくて、実際はそれぞれが出し合って作った事業ということで、新しいにぎわいを地域で作られたことがありますので、お見合いを是非進めていただくような施策が、これからの道の施策の中で、ここに一つあっても良いのではないかと。

せっかく条例を作って、底上げをした相手を結びつけるところまで差し上げるというようなことというのは、お金をかけずにできるので、是非取り組んでいただければ良いと思う。

■酒本委員

今の話で、観光だとDMOとかになっていくと思いますが、それを地域主体だと、なかなか立ち上がっていかないと思うので、そこを例えば道庁さんにバックアップしていただけたらとか、そういう形でやられると。ゆるい協議会の中で、大型店も地元の商店街振興組合さんも入って、商業者も入ってというようなフレームを作って、もしかしたら島口さんがおっしゃったような中で行けるんじゃないかと思います。

■江頭部会長

そういうお見合いみたいな施策ってやっていないのですか？

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

道が主体で何か引っ張ってとそういうようなものはないと思います。

■江頭部会長

新規出店なり、既存の店舗なりで。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

地域貢献活動指針の中で、地域との協働について方向は示していますが、それに対して道が何か企画を作って何かやるという形はないです。

■江頭部会長

それは、是非やるべきではないかと思えます。

全然商業と関係ないのですけれど、滋賀県で環境問題の調査をやっていたときに、県はお金がなくて環境問題に取り組めないで、個々の環境に意識が高い企業のお見合いパーティみたいなものを組織して、場所と時期だけ県が提供して、お互い話し合っって何をやるか決めさせるということをやっていた話を聞いていましたし、おそらく同じことが商業でもできるのではないかと。特に公共性みたいなことを考える場合には、環境の問題も地域の活性化も同じだと思います。そこは個々の大きいところと小さいところ、個々のお店、あるいは商店街、なかなか簡単そうでなかなか乗り越えられないところだと思います。それを道が場を作るというのは良いことと思う。

■小野寺委員

以前に商工会議所が間に入ってやったことがあります。やっぱり雰囲気的に、いろいろ意見は出しましたが、良い方向にいかずそれで終わっちゃったんですけれども、そういうことも必要ではないか、お互いに歩み寄るのは、そういうのは大事だと思います。

■江頭部会長

そのほか何か御意見、御提案ありますか。先ほどからちょっと御意見がある、個々の施策に関してはあれなんだけど、でも、これで本当に良いの？という話が超えられない気がするので、この問題ももう少し練った方が良いでしょうかね。

御提案としてあったのは、これまでの施策、実際にどういうふうやって、例えば6千㎡を超えるところで、やったものがどういうふう役に立って、どういう結果が出たのか、どういう成果が出たのか、その後継続しているのかといった、そういった事例は出せますか？

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

地域貢献活動の実施状況でどういうことをやっているのかということとは。

■江頭部会長

具体的にはそうなんですけれども、それがうまくいったかどうか聞きたいんですけれども。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

今の段階では、その結果まではわかりません。

■江頭部会長

何かそういうふうなことがあって、実際の事例がないと、それに基づいてうまくいったのか、今後同じような施策を打たれても、これでうまくいくかどうかわかりにくいですね。施策としては何かやったというアリバイは作れると思いますけれども、少額とはいえお金を使ってやるわけですから、効果が出ているかどうか、あるいはそれを参考にして次の問題を考えることが重要なものになると思う。なかなかそれが出ないですかね。後、ほかは、いかがでしょうか。

■矢島委員

2点だけ。ここにもある程度書かれていますけれども、やはり今、JRの問題とかありますが、公共交通とか、あるいは、まちづくりとかトータルな視点と絡めないと物事は進まないのかなというのが一つです。もう一つは、人口減少はどんどん進んで止まらないわけですから、どこから人が来るかという移動する人たち、観光客であり、移住者ですとかビジネス客だったり、将来における移民とか、そういう人たち。こういう人たちを、どうやって地域の活性化と結びつけていくかという知恵みたいなものがやっぱり必要になってくるのか。そういうものを広げていかないと、絵に

描いた餅で、一応書いたけど、たぶんダメだよねと終わっちゃう気がします。以上です。

■江頭部会長

商店街のこの問題は、地域の問題といえますか、やはり総合政策の中でちゃんと位置付けられないと、これだけやって何かが変わるかというのは無理ではないですかね。そのほか何か御意見ありませんか。時間も相当オーバーして申し訳ありません。

これにつきましては、今回頂いた方策に対する御意見などをもう一度事務局の方で整理しまして、それを反映させたものを次回の部会においてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同了承)

4 その他

■江頭部会長

最後に「その他」となっていますが、何か御発言ある方は御自由に御発言ください。

よろしいでしょうか。

それでは、全体を通じて、何か御意見、御質問はありませんか。なければこの辺りで議事を終了したいと思います。それでは事務局に進行をお返しします。

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

今後のスケジュールになりますが、今日頂いた御議論などを踏まえて事務局の方で再整理して、次回9月の中旬に開催したいと思っております。その後、11月ぐらいに遅くとも素案を作りパブリックコメントを実施し、年内に3回目を開催して素案を確定したいと思っておりますけれども、場合によってはもう1回ぐらい、4回ぐらいになるかと思っておりますが、お付き合いをよろしくお願いいたします。

最終的には、この親会になります商工業振興審議会というのを1月ぐらいを目途に開催して、そこで答申という形のスケジュールになっております。以上です。

5 閉会

■経済部 尾形地域経済局長

それでは本当に江頭部会長には、長時間にわたって円滑に議事を進行いただき、感謝申し上げます。委員の皆様におかれましても、熱心で丁寧な御議論をいただきまして、私どもの分析が不十分な部分もあって、時間が超過してしまったことにはお詫びをさせていただきたいと思っております。

本日頂いた御意見、御提案、御指摘等を踏まえて、次回どういった形になるかわかりませんが、私どもで整理した上で、また御審議をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで北海道商工業振興審議会第1回商業活性化部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上